

令和8年度 根室市『合併処理浄化槽設置補助事業』について

1 補助金交付対象者

根室市内の下水道認可区域を除く地域にお住まいの根室市民。ただし、下水道認可区域内であっても、当分の間、下水道の整備が見込まれない区域は補助対象となる場合があります。

2 補助要件

- ◇ 工事を行う浄化槽設置工事業者は、根室市内に住所を有すること。
- ◇ 浄化槽設置後は、浄化槽法に基づき、公益社団法人北海道浄化槽協会による検査及び保守点検を実施する等、適正な維持管理を確実に遂行すること。
※法廷検査受験拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。
- ◇ 上記保守点検を委託する場合は、根室市に当該資格者が勤務する事業所を有する浄化槽保守点検業者に発注すること。
- ◇ 市税を滞納していないこと等

3 補助対象経費

- ◇ 合併処理浄化槽の設置に係る経費のうち、合併処理浄化槽本体及び合併処理浄化槽の設置工事費

4 補助対象にならない経費

- ◇ 便所や台所等の家屋内の改造に要する経費
- ◇ 浄化槽維持管理経費（電気料、保守点検及び清掃委託料、法定検査手数料など）

5 補助金額

人槽区分	・新築住宅 ・汲み取り式から浄化槽に設置換え	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置換えする場合は、左記の金額に9万円加算されます。
5人槽	上限額 850,000円	
7人槽以上	上限額 950,000円	

6 手続きの流れ

- ①補助金申込→ ②交付申請→ ③書類審査→ ④交付決定通知→ ⑤工事着工→
⑥実績報告→ ⑦完了検査→ ⑧交付確定通知→ ⑨補助金請求→ ⑩補助金振込

※ 新築住宅に浄化槽を設置予定の方も、事前に申込書を提出してください。

※ 補助金申し込み後のキャンセルは、浄化槽設置希望者に迷惑をかけることがありますので、慎重にお願いします。理由のないキャンセルは、次回の申請を受理できない場合があります。

※ 浄化槽設置申請は10月末までに提出し、補助金実績報告書の提出は令和9年2月末日までに提出してください。

7 お問い合わせ及び申込書提出先

市役所市民生活部生活環境課環境衛生担当（1階3番窓口） 0153-23-6111(内線 3141~3143)

予算の範囲内で受付しますので市役所へお問い合わせください。